

# いじめ防止基本方針（改定版）

大笹生小学校

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネット、携帯電話、ライン等を通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

※ 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 物品や金品をたかられる。
- 物品や金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは現に起きている」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを挙げる。

- ① いじめを「許さない」「見過ごさない」雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、相談体制の確立など様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなくハートサポート相談員や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

本校では、いじめ防止のため、以下の方針で取り組む。

### (1) 教育相談の充実

- ・ 児童一人ひとりの持つ悩みや問題の解決への心理的・教育的援助を行うことによって、学校生活によりよく適応させ、望ましい人格形成を図る。
- ・ SOSを表出できる雰囲気づくりに努め、児童のSOSを受け止める体制を構築する。
- ・ 学期ごと（必要に応じて臨時）に児童へのアンケート及び教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。アンケートの確認や集計については、担任と管理職による複数の目で確認し、小さな事案でも見逃さずに対応できるようにする。

### (2) 指導の充実・毅然とした指導の徹底

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という毅然とした態度を示し意識を一人ひとりの児童に徹底させるため、道徳科の授業を指導を柱とし、学校教育活動全体を通して、自他のよさに気づき、思いやりや感謝の気持ちをもって誰にでも優しくする接する態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。

### (3) 校内組織及び・校外組織との連携の充実

- ・ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、担任を含め「いじめ防止チーム（ささのほはスマイルプロジェクト：生徒指導部・養護教諭・校長・教頭）」の構成メンバーを中心に、他教職員やハートサポート相談員と情報を交換し、「報告・連絡・相談」しながら迅速に組織的に対応する。特に生徒指導の事案については、小さな事柄についても連絡・報告により情報共有を図り、確実な初期対応にあたる。また、校内での対応が難しい場合には、福島市教育委員会管理下の「いじめ防止サポートチーム」の派遣を依頼し、支援を受ける措置をとる。

### (4) いじめの事実が明確になった場合の指導・対処の仕方

- ・ いじめが確認された場合は、「学校のいじめ問題対応フロー図」（福島市いじめ防止基本方針P26）に基づき、対応を行う。

- ① いじめ側（加害児童）についての指導
  - ※ 全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨む。
  - ※ 状況が改善しない場合には別室指導にて個別の働きかけを行う。
  - ※ 暴行や恐喝等の事例に関しては関係機関と連携して対応する。
  - ※ 本人の今後の成長の視点を踏まえながら指導を行う。
  - ※ 保護者にも状況を伝え、教育委員会や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、児童の成長のため保護者とともに改善を図るよう努める。
- ② 被害児童についての支援
  - ※ 児童が安心するような支援体制を構築する。
  - ※ いじめ防止チームを機能させ、支援に万全を期す。
  - ※ 保護者にも状況を伝え、児童にとって安心できる環境づくりのため、事実の報告と協力依頼をする。
- (5) 報告と組織的対応
  - ・ 学校がいじめと認知したケースについては、所定の様式にて教育委員会へ報告し、いじめ防止チームを中心としながら、解消に向かうまで組織的に対応を行う。
- (6) 教職員研修の実施
  - ・ 児童理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応および保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。（いじめ対応チェックシートの活用、いじめ対応のシミュレーション研修の実施）
  - ・ QUTテスト（学級集団づくりに関するテスト）実施による分析や対応策を考える機会を設ける。
- (7) 情報モラル教育の充実・学校だより等を活用した積極的な情報発信の充実
  - ・ 情報発信の充実を図り、メール、ラインやインターネット等を適正に使用する能力・態度を育成する。また、いじめ防止に関する優れた取り組みや豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を広く保護者に発信する。
- (8) 重大事態対応
  - ・ 万が一、重大事態が発生した場合（疑いのある場合）は、7日以内に教育委員会を通して市長へ報告するなど、市の基本方針に基づく対応を行う（福島市いじめ防止基本方針 P33～37）。不登校に係る重大事案の場合には原則として学校の組織に適切な外部人材を加えて調査を行う。なお、学校の調査組織以外の組織が調査を行う場合もあることから、記録の整理・累積をしておく。

### 3 警察との連携について

- 以下のような事例の場合、いじめ防止チームでの協議のもと、必要と判断すれば、警察に相談又は通報するものとする。

- ① 暴行（繰り返し殴ったり、蹴ったりする。服を脱がす。など）
- ② 傷害（意図的にハサミやカッターなどで怪我をさせる。など）
- ③ 強制わいせつ（無理矢理、性器や胸、おしりなどを触る。など）
- ④ 恐喝（現金を巻き上げたり、何かを購入させたりする。など）
- ⑤ 窃盗（相手の所持品を盗む。現金を奪う。など）
- ⑥ 器物破損（相手の所持品を意図的に壊す。など）
- ⑦ 強要（無理矢理危険な行為を強要し、苦痛を与える。など）
- ⑧ 脅迫（本人のプライバシーに関する内容をインターネットで拡散すると脅す。など）
- ⑨ 名誉毀損、侮辱（インターネット上で、悪口等を書き込む。など）
- ⑩ 自殺関与（「死ぬ」などのそそのかしにより、相手を自殺に追い込む。など）
- ⑪ 児童ポルノ提供（相手の裸の写真等をSNSを通じて多数に提供する。など）
- ⑫ リベンジポルノ（腹いせに相手の性的な写真等をインターネット上で公開する。など）

- ※ 令和5年2月7日付文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」に基づく。

#### <付記>

令和5年8月「福島市いじめ防止基本方針」改定を受けて 本方針改定（11月）